

債権譲渡における異議をとどめない承諾は譲受人の主観要件

一・本日の法律問題

貸金業者であるY社では、平成一九年四月、同じく貸金業者であるA社からX社に対する貸金債権の譲渡を受けていたが、債権譲渡後もXとの間で金銭消費貸借取引は続いていた。

そのため、Xは、A社に対する債務は弁済により利息制限法を超える部分は過払いになつていたとしてY社に訴えを提起してきたことから、法務部の公平が担当として対応方針を検討することになった。本日は、その対応方法を検討するための社内会議に、役員以下関係部署が集まって議論が行われているところである。

二・譲受人の主観要件

役員 本件では、当社としてXからの請求に抗弁できるのか、問題の所在を説明してもらいたい。

公平 まず、指名債権の譲渡をした場合、債権者から債務者に対する債権譲渡の通知または債務者の承諾が債務者

な。最高裁の判例はないのか。

三・最高裁判例

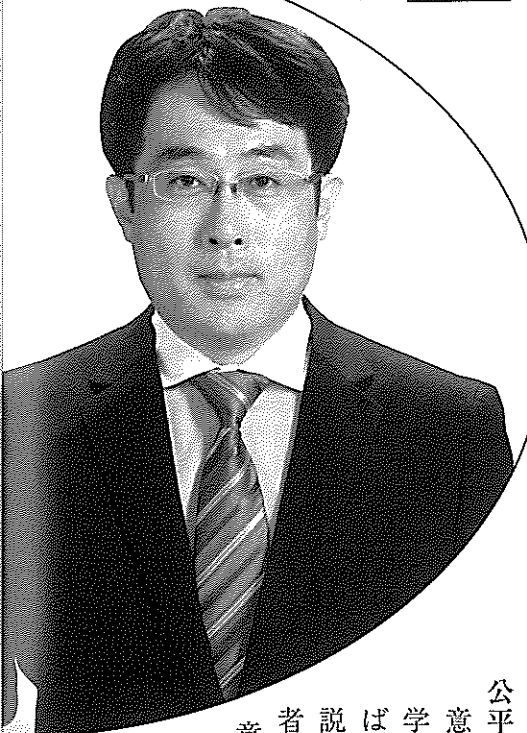
公平 はい、最近になって最高裁の判断が示されており、「債務者が異議をとどめないで指名債権の譲渡を承諾した場合において、譲渡人に対抗することが出来た事由の存在を譲受人が知らなかったとしても、このことについて譲受人に過失があるときには、債務者は、当該事由をもって譲受人に対抗することができる」と判示し善意無過失に立つことが明らかにされました（最高裁平成二七年六月一日民集六九巻四号六七二頁）。

役員 そうすると本件についてはどうなるのかな。

公平 はい、Xの返済で過払い金が生じることにより債務額が減少しうる事情について、当社が善意無過失といえるのかが争点となります。

平成一八年改正前の旧貸金業法では、利息制限法を超える利率での貸し付けであったとしても、①任意の弁済であり、②弁済金受領時に同法一八条に規定された一定の書面（いわゆる一八条書面）を交付していれば、有効な利息債務の弁済とみなされると規定されてきました（みなし弁済）。しかし、この二つの要件が満たされなければ、利息制限法を超える利息の返済は無効となり、過払い金が生じうることになるので、これらの事情について、当社が知らなかったことに過失があるか

その他の第三者に対する対抗要件として求められます（民法四六七条一項）。この承諾の際に、債務者が異議をとどめなかった場合、債務者は債権の譲渡人に対して主張し得た事由を債権の譲受人に對して主張することが出来ないといわれています（民法四六八条一項）。例えば「その借金は既に返済した」という事情があった場合でも、債権譲渡通知の際にこれを主張せずに譲渡を承諾してしまつと、債務者は譲受人に対しては弁済によつて債権が消滅していると主張することは出来なくなるのです。これを、異議をとどめない承諾による抗弁の切斷などといえます。



第16回 法務部員 公平太郎の法務相談室

あつし 篤志 弁護士 佐藤 篤志
東京佐藤法律事務所 弁護士 佐藤 篤志
1999年慶應義塾大学法学部卒業。2004年弁護士登録。国内自動車メーカー、法律事務所、信託銀行などを経て、2010年東京佐藤法律事務所開設。専門は金融法務を中心とした企業法務の他、契約締結交渉や契約書の作成、コンプライアンス、株主総会、労働問題などの一般会社法務に加え、行政規制、事業承継、M&A、倒産、税務問題など企業経営に伴う法律問題全般。

否かが問われることとなります。

そして、みなし弁済の要件については、本件の債権譲渡時までは、最判平成一六年二月二日などの厳格な判断が示されており、貸金業者の実務においてその様な厳格な要件を満たしていると信じたことについての過失の有無が問われることとなります。

役員 条文にもないのに無過失まで求められるのか。当社にとっては厳しい判断だが、肅々と対応していくしかないだろう。

四・民法改正

公平 実は、本件とは直接関係はないのですが、現在、国会で審議されている民法改正法案では、この「異議をとどめない承諾」の条文も改正され、四六八条一項は削除されることになっています。

役員 削除されるのか。債権譲渡制度自体が大きく変わることになるな。

役員 本件では、債務者の承諾があったのかな。公平 はい、債権譲渡の際に基本的には全ての債務者から承諾をいただいております。Xからも異議をとどめない承諾がありました。

役員 それなら、たとえA社に対して過払い金が発生していても、債権の譲受人である当社に対しては主張できないということではないか。

公平 いえ、そう単純にはいきません。条文上は譲受人が善意であるか、事情を知らなかったことについて過失があるか等は要件とされていないものの、それではうっかり承諾してしまつた債務者の保護に欠けるのではないかとということが問題となり、判例でも古くから悪意の譲受人は保護されないとして譲受人の主観要件が求められていました。

役員 なるほど、それならバランスは取れるという訳か。しかし、当社は過払い金があったかどうかは知る由もなく、善意であることは間違いないのだから、抗弁は切斷されるのではないか。

公平 はい、そこが本件の問題でして、善意でも過失がある場合はどうかについて、学説では、譲受人は善意無過失でなければならぬとするものや（善意無過失説）、無過失までは必要ないが重過失の者までは保護すべきないとするもの（善意無過失説）など、譲受人の過失を主観要件として考慮するのが通説となっていました。

役員 それは、厄介な話になってくる

公平 はい、もともと「異議をとどめない承諾」という觀念の通知に、債務者自身に大きな不利益となる抗弁切斷の効力を生じさせるといふ立法趣旨は、理論的に説明が難しく、立法例としても珍しいとされており、制度として批判が大きかったようです。そのため、百年に一度といわれる今回の民法大改正では、この点も手が入られ、抗弁を切斷するという制度自体が廃止されることとなったのです。

役員 そうすると、新法ではどのような制度になるのかな。

公平 はい、「債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもつて譲渡人に対抗することが出来る」となっています。

役員 なるほど、抗弁切斷の制度はなくなり、むしろ、対抗要件が具備されるまで抗弁は譲渡人に対しても主張できることが明文化された訳か。確かに、債務者にしてみれば、債権譲渡がなければ主張できた事情を、譲渡されたために主張できなくなるのでは安心できないので、改正案は合理的といふことかな。

五・まとめ

今回は、最近の最高裁判例とあわせて民法改正の論点をとりあげました。異議をとどめない承諾と抗弁切斷は、民法の論点として長い間議論がありましたが改正によって問題が整理されることとなります。 以上